

日本航空宇宙学会  
国際論文集 (Transactions of JSASS) 編集に関する内規

制定 平成26年3月10日

改訂 平成27年2月13日

1. 編集組織

- 1.1 本規則は、日本航空宇宙学会が刊行する **Transactions of the Japan Society for Aeronautics and Space Sciences** (以下、国際論文集という) の編集に関する事項を定めたものである。
- 1.2 編集理事が委員長である日本航空宇宙学会論文集編集委員会 (以下、委員会という) が国際論文集の編集ならびにこれに関する業務を行う。
- 1.3 投稿原稿の校閲のために 20 名程度のエディタを、委員会が候補者を推薦し、編集理事が任命する。
- 1.4 エディタの任命にあたっては、本会が関与する専門分野を網羅するように配慮する。
- 1.5 エディタの任期は原則として 2 年とし、再任を妨げない。

2. 委員会の任務

- 2.1 学会事務局は受け付けた投稿原稿の受付処理を行い、委員会へ送る。受付処理とは、既発表論文等との類似性の確認や共著者の確認などであり、その内容は委員会で定めることができる。
- 2.2 委員会は、投稿原稿が投稿規定に著しく整合しないと判断した場合、校閲の過程に入ることなく、返却理由を起草し、著者に送ることができる。
- 2.3 委員会は、受付処理を行った投稿原稿 1 編につき最も適任と思われるエディタ 1 名に担当を割当てる。割当てられたエディタが担当を拒否した場合は、委員会が新たなエディタに担当を割当てる。エディタの割当ては、原則として委員会において行う。但し、校閲期間の短縮を図るため、委員長が投稿原稿と同一専門分野の委員に諮問してエディタに担当を割当て、委員会に事後報告することができる。
- 2.4 委員会がエディタに担当を割当てた後に、著者への照会が無く、2 ヶ月以上を経た原稿については学会事務局からエディタに照会 (催促) を行う。

- 2.5 委員会はエディタの権威を尊重し、原則として判定結果はそのまま受け入れる。委員会および学会事務局はエディタからの判定結果（A., C.は 3.4 に定める）に応じて次の処置を行う。
- A. 委員会は判定内容を確認し、不備がなければ、学会事務局を通じて判定結果を著者に送る。
  - C. 委員会は判定内容を確認し、不備がなければ、学会事務局を通じて返却理由及び判定結果を著者に送る。
- 2.6 判定結果及び返却理由に対する著者からの反論は委員会で審議する。
- 2.7 委員会は、判定後でも判定結果について口外してはならない。判定結果については編集理事が責任を持ち、投稿原稿を担当した校閲者の氏名が外部に明らかにならないようにする。

### 3. エディタの任務

- 3.1 エディタは委員会から担当を割当てられた投稿原稿 1 編につき適任と思われる校閲者 3 名に校閲を依頼する。依頼された校閲者が校閲を拒否した場合は、適任と思われる新たな校閲者に校閲を依頼する。ただし、既に依頼した 2 名の校閲者から校閲結果を得て、それを基に判定が可能ならば、新たな校閲者に依頼しなくてもよい。
- 3.2 委員会から担当を割当てられた投稿原稿がエディタの専門から遙かにはずれていて担当が不可能と判断される場合には、速やかに担当を辞退する。また、エディタと直接利害関係にあるような著者の原稿の担当が依頼された場合にも同様である。
- 3.3 エディタが校閲者に校閲依頼を行った後に 1 ヶ月以上を経った原稿についてはエディタから校閲者に照会（催促）を行う。
- 3.4 エディタは校閲者からの校閲結果を参考にし、下記のいずれかを判定する。エディタは委員会が担当を割当てた日から、2 ヶ月以内に判定を行う。判定は、4.3 に定める校閲者の判定基準に従う。
- A. 掲載可
  - B. 照会后判定
  - C. 掲載不可
- 3.5 判定結果に応じて次の処置をとる。
- A. 修正事項とともに、判定結果を編集委員会に報告する。

B. 照会事項と修正事項をまとめ、エディタから直接著者へ送る。エディタは著者に 2 ヶ月以内に照会への回答および修正原稿を提出することを依頼する。

C. 返却理由とともに、判定結果を編集委員会に報告する。

3.6 著者から修正された原稿（以下「再提出原稿」という）が提出されたならば、エディタは「A.掲載可」か「C. 掲載不可」を判定する。エディタは再提出原稿の判定にあたり、校閲者に意見を求めることができる。判定後は 3.5 の処置を行う。エディタは「B. 照会后判定」を行った日から、3 ヶ月以内に再提出原稿の判定を行う。

3.7 エディタは、判定後でも判定結果について口外してはならない。投稿原稿を担当した校閲者の氏名が外部に明らかにならないようにする。

#### 4.校閲者の任務

4.1 校閲者はエディタが校閲依頼を送付した日から、1 ヶ月以内に以下の判定を行い、エディタに報告する。

(A) 掲載可(A1)、および、事務的照会（誤字脱字等に限る）後掲載可(A2)

(B) 照会后判定

(C) 掲載不可

4.2 エディタから校閲を依頼された投稿原稿が校閲者の専門から遥かにはずれていて校閲不可能と判断される場合には、速やかに校閲を辞退する。また、校閲者と直接利害関係にあるような著者の原稿の校閲が依頼された場合にも同様である。

4.3 校閲は次の校閲基準に基づいて行う。

(1) 著者原著及び未発表の基準

原稿は著者の原著であって、その内容は、日本航空宇宙学会を除く学協会誌またはこれに準じる刊行物（講演会プロシーディングス、講演集を含む）に未発表のものに限る。論文等の著作権は日本航空宇宙学会に帰属し、「会誌ならびに論文集の著作権の取扱いに関する内規」に従うものとする。

(2) 内容評価基準

（論文の場合）

航空宇宙工学あるいはそれに関連する分野の研究成果であり、次の条件を満たしているものとする。

- 1) 当該分野における重要性
- 2) 独自の新しさがあること（独創性）
- 3) 根本的な誤りがないこと（正確性）
- 4) わかりやすい記述となっていること
- 5) 研究段階の区切と記述のまとまりがあること（完成度）

（研究ノートの場合）

航空宇宙工学あるいはそれに関連する分野の研究成果であり、次の条件を満たしているものとする。

- 1) 速報性を含む当該分野における重要性
- 2) 独自の新しさがあること（独創性）
- 3) 根本的な誤りがないこと（正確性）
- 4) わかりやすい記述となっていること
- 5) 速報として記述のまとまりがあること（完成度）

4.4 校閲結果の報告に際しては、次の点に留意する。

1. 掲載可と判断した場合は、事務的照会を付記することができる。事務的照会とは、学会事務局で著者の修正の可否が判断できる誤字、誤記などを指す。
2. 掲載不可と判断した場合は、その返却理由を明確にする。
3. 照会后判定と判断した場合は、照会内容を明確にする。なお、照会の有無を含めて、照会は原則としてエディタが判断する。

4.5 校閲の秘密は編集理事の責任によって守られる。校閲は、著者の社会的地位、影響力、知名度等によって左右されることなく、客観的に行う。

4.6 原稿に関しての著者への照会はエディタまたは編集理事を通じて行い、校閲者が直接行ってはならない。

4.7 校閲者は、校閲終了後でも校閲結果について口外してはならない。

付則

1. この内規の改正は理事会で行う。
2. この内規の変更は、理事会で承認のあった日(平成27年2月13日)から施行する。